

# 相模原市自閉症児・者親の会 (相模原やまびこ会) 会則

## 目次

第1章 総則	2
第2章 会員	2
第3章 組織	3
第4章 財政	4
第5章 慶弔金	5
第6章 会則の変更	5



<http://sagami-yamabiko.jpn.org/>

## 第1章 総 則

(名称、所在)

### 第1条

- 1) この会は相模原市自閉症児・者親の会（通称：相模原やまびこ会）と称し、事務所を会長宅とします。
- 2) 会計事務所を会計（主担当）宅とします

(目的)

### 第2条

この会は自閉症児・者の権利と幸福の為、治療、教育、福祉対策の充実を図るような運動を展開することを目的とします。

(事業)

### 第3条

この会は前条の目的を達成する為、次の事業を行います。

- 1) 自閉症児・者に対する諸施策の推進
- 2) 会員相互の親睦
- 3) 関係機関、関係団体との連絡協調
- 4) 地域に理解を深める運動
- 5) その他、この会の目的を達成する為に必要な事業

## 第2章 会 員

### 第4条

この会は原則として相模原市に居住する自閉症児・者及びそれに似た症状を持つ児・者親の保護者等によって構成されます。

- 1) 正会員…自閉症児・者及びそれに似た症状を持つ児・者の保護者
- 2) 賛助会員…この会の主旨に賛同し、協力する個人並びに団体

(入会)

### 第5条

- 1) この会の正会員として入会しようとする者は事務局に所定の手続きを行うものとします。
- 2) 正会員は、社団法人日本自閉症協会、神奈川県自閉症児・者親の会連合会に所属します。

(会費)

第6条

正会員は総会に於いて定めた会費を納入するものとします。

(退会)

第7条の1

退会は正会員の意思に基づき、所定の手続きを経て退会するものとします。

但し、会費の納入なき場合は退会したとみなします。

(除名)

第7条の2

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりこれを除名することができます。

- 1) 本会の会則（以下、「本会則」という）に違反したとき
- 2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

### 第3章 組 織

第8条

この会に次の機関を置きます。

- 1) 総会
- 2) 定例会
- 3) 役員会

(総会)

第9条

1) 総会はこの会の最高議決機関であり、定期総会は毎年1回、会長が召集して開催します。但し、正会員の3分の1以上の請求があった場合、又、役員会が必要と認めた時は臨時総会を招集します。

2) 総会は正会員の過半数の出席により成立します。

3) 総会の議決は出席者の過半数の賛同によって決定されます。

(総会の権限)

第10条

総会は次の事項を審議します。

- 1) 事業報告、決算報告
- 2) 事業計画、予算
- 3) 役員を選出
- 4) 会則の改廃
- 5) その他

(役員)

第11条

この会の運営を円滑にする為に次の役員を置きます。

- 1) 会 長…1名
- 2) 副 会 長…1～2名
- 3) 会 計…1名以上・
- 4) 運営委員…若干名

(職務)

第12条

- 1) 会長はこの会を代表し、且つ運営を総括します。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はその職務を代行します。
- 3) 会計はこの会の経理を総括します。
- 4) 会計監査はこの会の経理状況を監査します。

(役員任期)

第13条

- 1) 役員任期は1年とします。但し、再任は妨げません。
- 2) 役員に欠員が生じた場合、役員会の承認を得て、会長が任命することができます。
- 3) 補欠による役員任期は前任者の残任期間とします。

(定例会)

第14条

- 1) 定例会は定期的開催し、会長が召集します。
- 2) 定例会は第2条(目的)達成のための事業について協議及び会員相互の連絡調整を図ります。
- 3) 定例会の議決は出席者の過半数の賛同によります。

(役員会)

第15条

- 1) 役員は第13条によって定めた役員によって構成し、会の運営を図ります。
- 2) 役員会は会長が随時召集します。

## 第4章 財 政

(財源)

第16条

この会の事業遂行に必要な費用は、会費、事業収益金、補助金、寄付金、及び、その他の収入をもってあてます。

なお、会費および寄付金(1口)の金額は施行細則に定めるものとします。

(会計年度)

第17条

この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

第5章 慶弔金

(弔慰金)

第18条

会員(第2章・第4条)が死亡した時は、次の通り弔慰金を支給する。

- 1) 正会員死亡時 … 10,000円
- 2) 自閉症児・者死亡時… 10,000円

(祝い品)

第19条

自閉症児・者が20歳に到達した時には、成人祝いの記念品を支給する。

第6章 会則の変更

(会則の改廃)

第20条

本会則の改廃は総会の決定により、総会出席者の3分の2以上の賛同を必要とします。

(施行細則)

第21条

本会則の施行に関する必要な事項は定例会の議決を経て別に定めます。

附則

本会則は平成20年5月11日に施行します。

制定 昭和58年4月3日  
改訂—1 昭和62年4月25日  
改訂—2 平成 3年4月27日  
改訂—3 平成 9年5月11日  
改訂—4 平成18年4月23日  
改訂—5 平成20年5月11日  
改訂—6 平成26年5月18日